

所管部課	教育部 中央図書館	部長	小俣 学		
件名	第三次東大和市子ども読書活動推進計画について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	子どもの読書活動の推進に関する法律			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の計画期間が満了となることに伴い、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」を策定したので報告するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>構成：第1章 策定にあたっての基本的な考え方                  第2章 読書活動の現状と課題                  第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取組                  資料編</p> <p>対象：0歳からおおむね18歳                  期間：令和5年度から令和9年度</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>市及び関係機関が本計画に基づく取組を実施することにより、東大和市の子どもの読書活動の推進が図られる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱制定</li> <li>・令和4年5月～令和5年1月 策定委員会開催 (全5回)</li> <li>・令和4年11月1日～11月30日 パブリックコメント実施</li> <li>・令和5年2月 令和5年第2回教育委員会定例会にて承認済</li> </ul>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに市議会議員等への配付を行い、図書館ホームページ、市政情報コーナー、図書館等での閲覧事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。